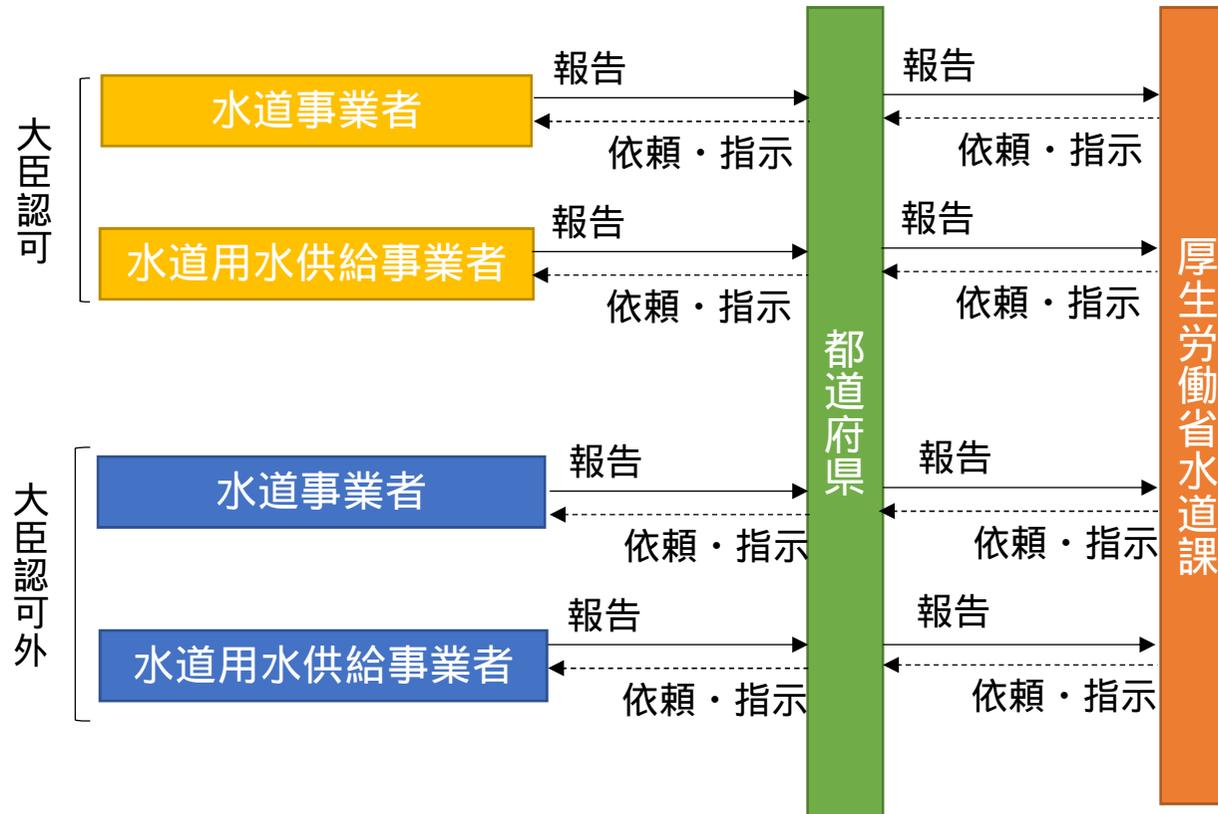


移管前（～R5年度）

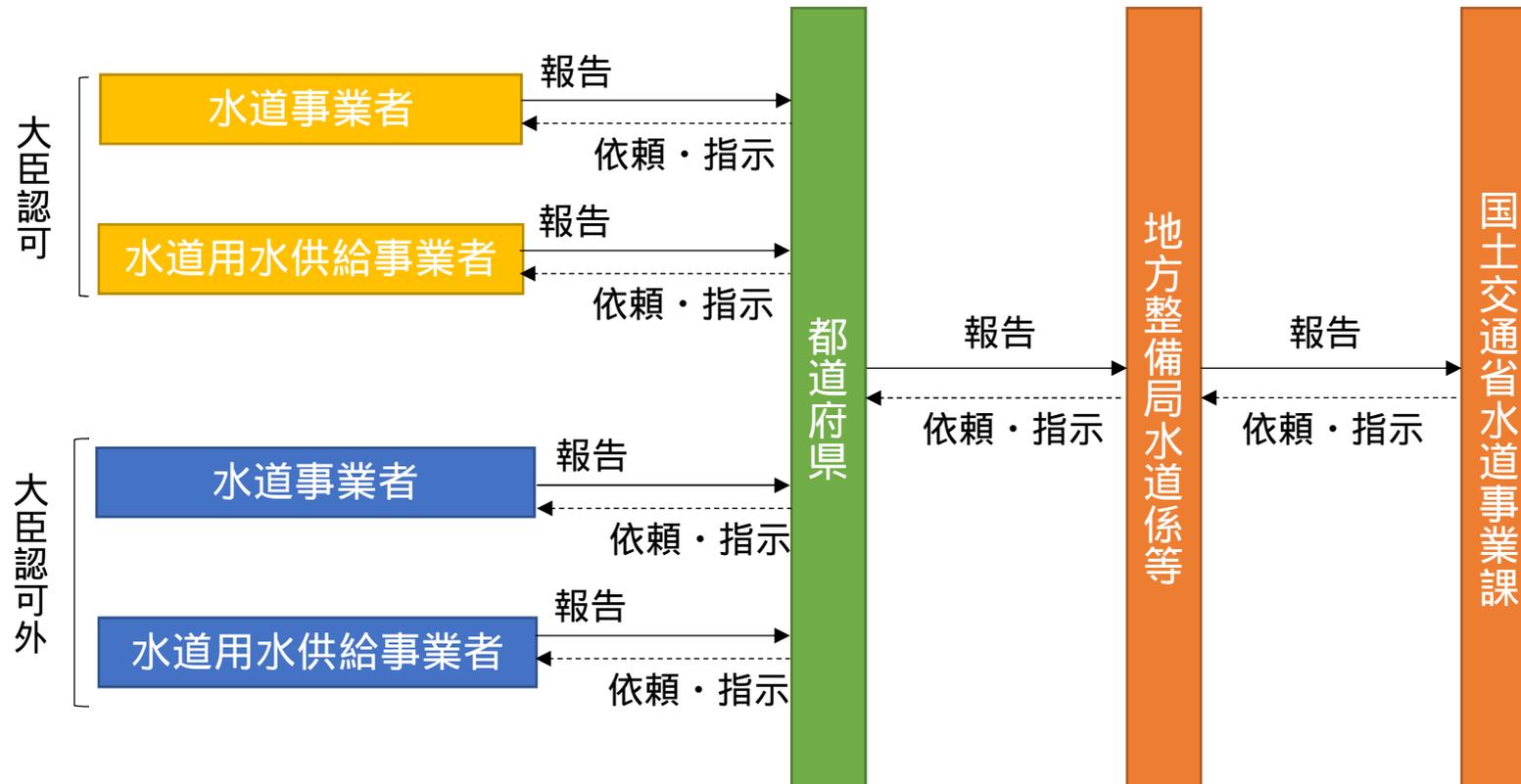
## 1．自然災害による断減水等水道施設への被害が確認された場合の情報提供依頼



（水道事業体等が情報提供する場合）

- ・地震により断水等の被害が生じた場合（地震により管内に震度5弱以上の地域がある都道府県は、水道施設への被害がない場合もその旨御報告をお願いします）
- ・豪雨により断水等の被害が生じた場合
- ・その他の自然災害（大雪、落雷に伴う停電、火山噴火等）により断水等の被害が生じた場合
- ・なお、飲料水供給施設や組合営等の公営以外の水道事業の断水状況についても、被害情報の把握に努め、被害を確認した場合は、各都道府県よりあわせて報告

## 1. 自然災害による断減水等水道施設への被害が確認された場合の情報提供依頼

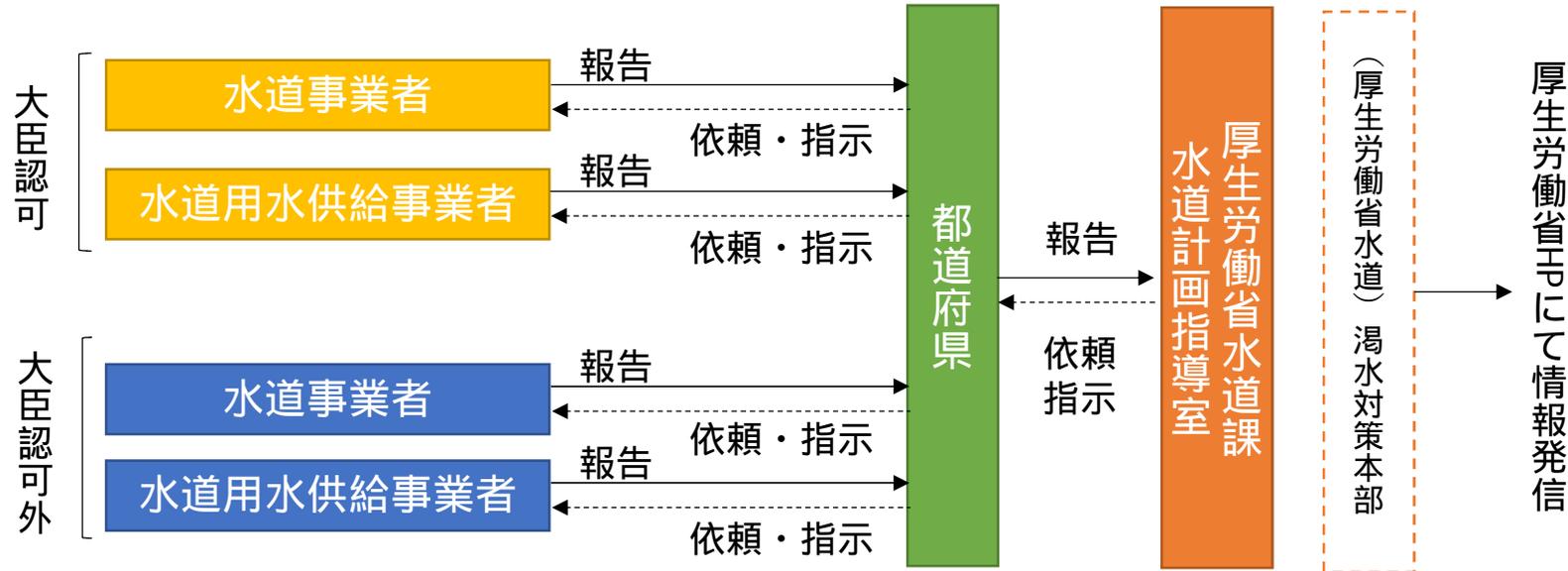


（水道事業者等が情報提供する場合）

- ・地震により断水等の被害が生じた場合（地震により管内に震度5弱以上の地域がある都道府県は、水道施設への被害がない場合もその旨御報告をお願いします）
- ・豪雨により断水等の被害が生じた場合
- ・その他の自然災害（大雪、落雷に伴う停電、火山噴火等）により断水等の被害が生じた場合
- ・なお、飲料水供給施設や組合営等の公営以外の水道事業の断水状況についても、被害情報の把握に努め、被害を確認した場合は、各都道府県よりあわせて報告

移管前（～R5年度）

## 2. 渇水による断減水が発生した場合の情報提供依頼



： 渇水対策本部

(設置条件(内規))

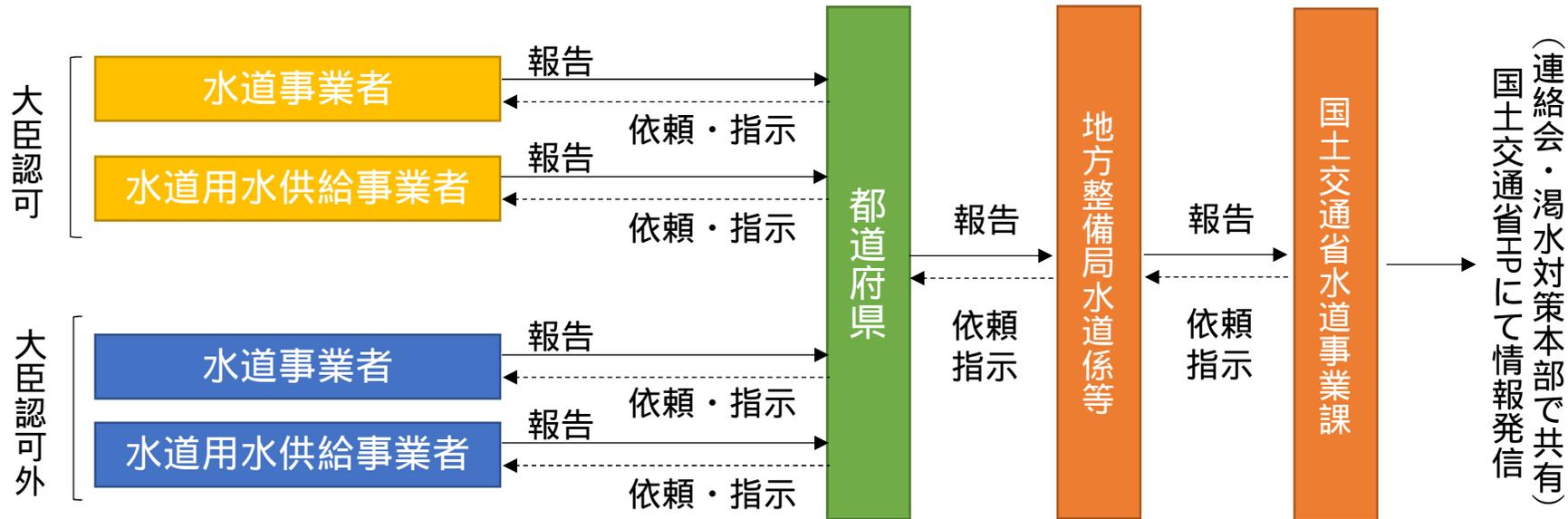
- 大規模な給水制限が2カ所以上生じた場合は、課内において渇水対策本部を設置する。
- 厚生労働省水道渇水対策本部設置要領(平成17年8月31日施行)の第2条より、次のいずれかの状況において、厚生労働省水道渇水対策本部を設置する。
  - 水資源開発水系にける給水制限により、影響断水人口が100万人を超えるか、もしくは利根川水系において給水資源が実施された場合
  - 水資源開発水系以外の水系における給水制限により、影響断水人口が200万人を超えた場合

(対応)

当該水道事業者との連絡調整  
(公社)日本水道協会との連絡調整  
渇水対策本部の設置時期  
大臣への報告等

移管後（R6年度～）

## 2. 渇水による断減水が発生した場合の情報提供依頼



（水道事業者等が情報提供する場合）

- 渇水による断減水等が生じた場合

### 水道渇水対策連絡会

（設置条件（内規））

- 都道府県及び政令指定都市において水道に関わる渇水対策本部等が設定され、それが1地方に2県以上に及ぶ場合
- その他必要と判断した場合

（組織）

- 国土交通省水道事業課、地方整備局水道係等、日本水道協会、（水道）渇水対策本部等を設置した都道府県及び政令指定都市

### 国土交通省渇水対策本部

（設置条件（内規））

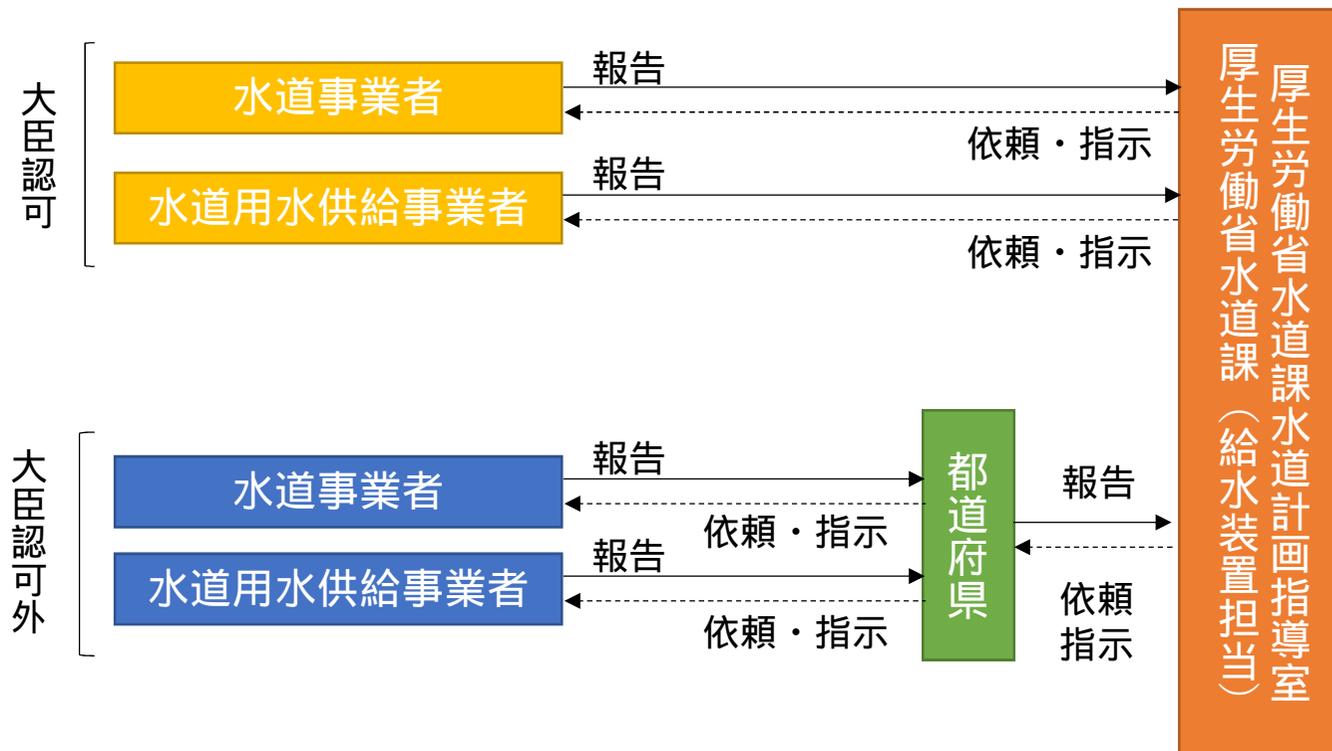
渇水対策を推進するため特別の必要があると認めた場合

（組織）

（本部長）大臣、（副本部長）事務次官、（本部員）各局局長級

移管前（～R5年度）

### 3 . 事故その他の原因による断減水が発生した場合の情報提供依頼



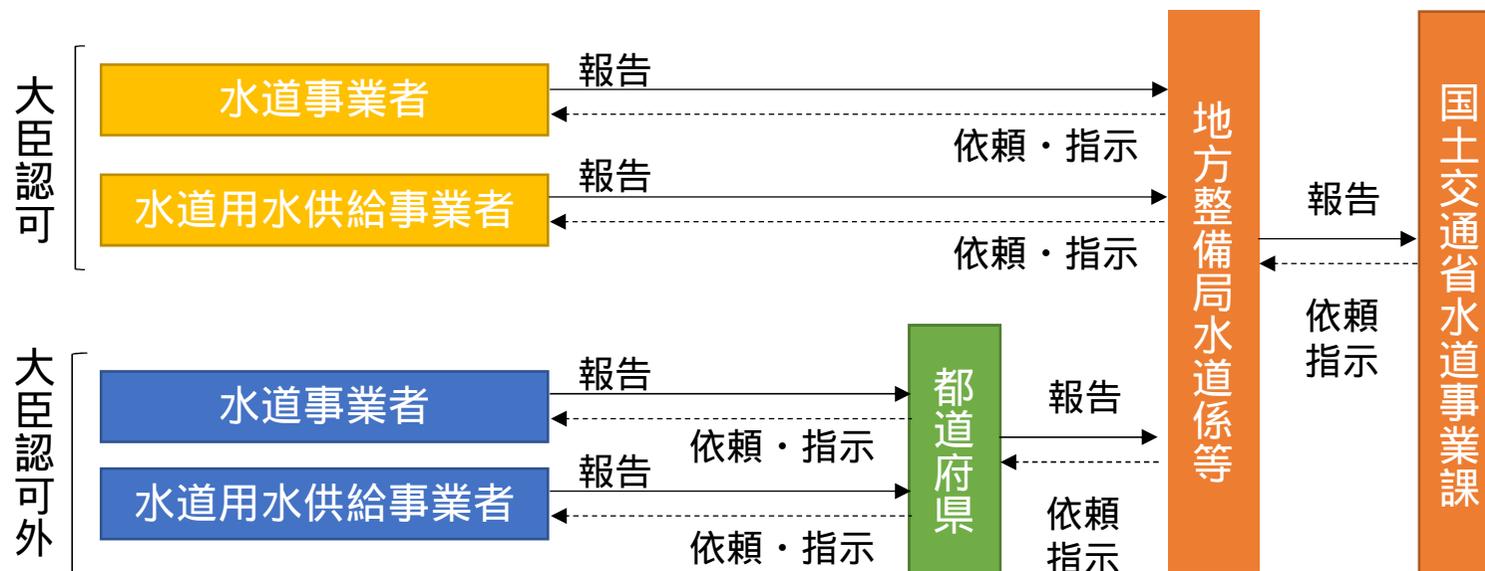
(水道事業者等が情報提供する場合)

- 老朽化や道路工事等に伴い配水管の破損事故による断減水等の被害。ただし、断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの
- 水道施設の障害（例：機器故障、機器操作ミス、停電、施設の破壊行為）等による断減水等の被害。
- 断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故等（例えば、道路陥没による通行止め、浄水場からの薬品流出事故、敷設工事中のガス管損傷事故等で社会的な影響が大きいもの）
- 断減水被害が生じていなくても、給水装置に係る重大な事故（クロスコネクション、水道水を汚染する恐れのある給水用具からの逆流事故、その他社会的な影響が大きい給水装置異常事例等）

移管後（R6年度～）

### 3. 事故等に関する情報提供依頼

R6年度よりタイトル修正。断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故等は情報提供依頼対象のため。



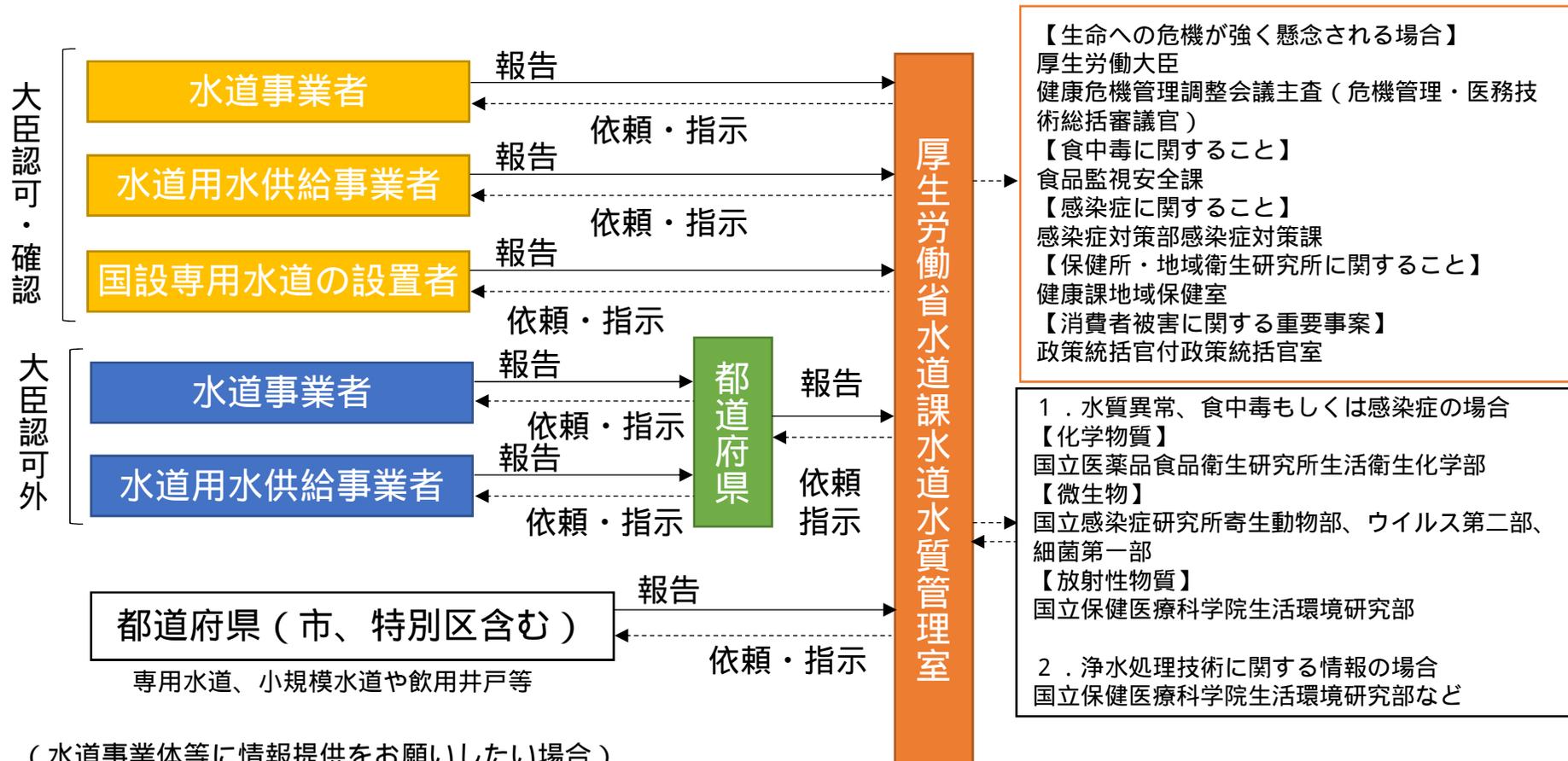
(水道事業体等が情報提供する場合)

- 老朽化や道路工事等に伴い配水管の破損事故による断減水等の被害。ただし、断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの
- 水道施設の障害（例：機器故障、機器操作ミス、停電、施設の破壊行為）等による断減水等の被害。
- 断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故等（例えば、道路陥没による通行止め、浄水場からの薬品流出事故、敷設工事中のガス管損傷事故等で社会的な影響が大きいもの）
- 断減水被害が生じていなくても、給水装置に係る重大な事故（クロスコネクション、水道水を汚染する恐れのある給水用具からの逆流事故、その他社会的な影響が大きい給水装置異常事例等）

水道係等は必要に応じて河川環境課等に情報共有を行う

移管前（～R5年度）

#### 4. 健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼



（水道事業者等に情報提供をお願いしたい場合）

- 水道事業、水道用水供給事業又は専用水道に係る水道原水水質の異常
- 水道施設または簡易専用水道における事故
- 飲料水を原因とする食中毒又は感染症の発生
- 水道法による認可等の規制が直接及ばない小規模水道や飲用井戸等における水質異常
- 水道原水又は水道（小規模水道含む。）及び飲用井戸等から供給される飲料水におけるクリプトスポリジウム等の塩素処理に耐性を有する病原生物の検出情報

漏れなく連絡をお願いしたいケースについては、当該通知文書参照。  
水質事故の影響が広域に及ぶ場合は、各都道府県にもあわせて報告

